

受付年月日	平成 年 月 日	決 裁			
伺 年 月 日	平成 年 月 日				台帳照合印
決 裁 年 月 日	平成 年 月 日	資 格 取 得	昭・平 年 月 日		
※支給支払決議書	支 給 額	円	資 格 喪 失	平成 年 月 日	
	支 給 開 始	平成 年 月 日	標 準 報 酬 月 額	千円 (第 級)	
	支 給 期 間	自 平成 年 月 日 日間 至 平成 年 月 日 日間	障 害 年 金 額 ・ 日 額 障 害 手 当 金 額	円 (日額 円)	
			老 齡 ( 退 職 ) 年 金 額	円 (日額 円)	
	前 回	始	平成 年 月 日	全 部 ・ 一 部 不 支 給	期 間
	終	平成 年 月 日	理 由		
			備 考		

## 傷病手当金請求書 (第 回目)

被 保 険 者 が 記 入 す る と こ ろ	① 被保険者証の 記号・番号	00-000		② 被保険者の 業務の種類	事務職	
	③ 事業所の名称 及び所在地	名 称	株式会社〇〇〇〇	所 在 地	東京都中央区〇〇〇〇	
	④ 資格を取得 した年月日	昭・平	〇〇年 〇〇月 〇〇日	⑤ 標準報酬月額	〇〇〇, 000 円	
	⑥ 老人保健法の医 療を受けたとき	市町村 番 号		受給者 番 号		発 行 機 関 名
	⑦ 発病又は負傷の 年 月 日	平成	〇〇年 〇〇月 〇〇日	⑧ 傷 病 名	骨折	
	⑨ 発 病 又 は 負 傷 の 原 因	自宅の最寄駅でホームに降りようと階段を下っていたところ、足を滑らせて転倒し、右足を骨折した。				
	⑩ 労務に服することが 出来なかった期間	平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日から 平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日まで	〇〇日間			
	⑪ 上記期間の報酬の全 部又は一部を受けた とき、又は受けるこ とができるときは、 その報酬額及び期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	日間			
	⑫ 障害年金、障害手 当金を受けている とき、又は受ける ことができるとき	(イ) 年 金 の 種 別	障害年金・障害手当金	(イ) 年 金 額	(ウ) 年金の支給 事由となっ た傷病名	
		(イ) 年金を受ける こととなった 年 月 日	平成 年 月 日	(イ) 障害年金を受けて いる場合は基礎年 金証書の記号番号		
	⑬ 振 込 先	〇〇 銀行 〇〇 支店 (普通 当座 No.00000000)		口座名義		ケンボ タロウ 健保 太郎
	⑭	平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日				
	上記のとおり請求します。					
	被保険者の 住所		〇〇県〇〇市〇〇町1-1			
氏名		健保 太郎		(健 保)		
船場健康保険組合理事長 殿						

事業主が証明するところ	⑮ 労務に服さなかった期間	平成 ○○年 ○○月 ○○日から 平成 ○○年 ○○月 ○○日まで	○○日間
	⑯ 上記の期間中の分として支払う報酬関係	(7) 全額支給した場合、又は支給する場合	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで の分として 金 円 ( 月 日支払) (日額金 円)
	(イ) 一部支給した場合、又は支給する場合	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで の分として 金 円 ( 月 日支払) (日額金 円)	
	(ウ) 現在までも又、将来も支給しない場合は、その旨	現在までも、将来も支給しない。	
⑰	上記とおりに相違ないことを証明します。		平成 年 月 日
	事業主 住所氏名		☑
		電話 局 ( ) 番	

療養を担当した医師が意見を書くところ	⑱ 傷病名		⑲ 発病または負傷の原因	
	⑳ 発病または負傷の年月日	平成 年 月 日	㉑ 療養の給付を開始した年月日	平成 年 月 日
	㉒ 労務不能と認められた期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	㉓ 診療実日数	日間
	㉔ 傷病の主症状および経過概要			
	⑲	上記とおりに相違ありません。		平成 年 月 日
	医師 住所氏名		☑	
		電話 局 ( ) 番		

委任状	⑲ 私は 平成 年 月 日請求した傷病手当金のうち 円也の受領に関すること。	を代理人と定め、次の権限を委任する。
	金 平成 年 月 日	住所 被保険者の(請求者) 氏名 住所 代理人の 氏名
		☑
		☑
⑳	振込先	銀行 支店 ( 普通当座 No. ) 口座名義

領収書	⑳ 金 円也但し うえの金額を領収いたしました。	平成 年 月 日
	船場健康保険組合理事長 殿	住所 受領者 氏名
		☑

記入方法については次ページの記載事項を御覧の上御記入下さい。

## ・ 被保険者の注意事項

- ア. ①および④欄は、健康保険の被保険者証に書いてあります。⑤欄は勤務先から交付される「賃金支払内訳票」などを見ればわかります。
- イ. ⑥欄は、療養のため勤務に服することができない期間中に老人保健法の医療を受けたときは、健康手帳の医療の受給資格を証する頁に記載されている市町村番号、受給者番号および発行機関名を記入して下さい。
- ウ. ⑨欄は、(いつ〇〇年〇月〇日午前〇時)、どこで(自宅の庭で)、なにを(薪を)、どうしているうち(割っているうち)、なにが(薪の)、どういうふうになって(破片が飛んで)、どこを(顔を)、どうした(裂傷した)というようにくわしく記載して下さい。
- エ. ⑫欄は、同一の疾病又は負傷及びこれによって発した疾病により、障害年金、障害手当金を受けている場合に記入するとともに障害年金該当者は障害年金証書の写、支給開始並びに直近の額を証する書類を、又、障害手当金の該当者はその支給額を証する書類を添付して下さい。
- オ. ⑫欄で障害年金、障害手当金を現在請求中の場合(受けることができる)は、(カ)欄のみにその旨を記入して下さい。
- カ. ⑫(ア)欄は、受けている年金を○で囲んで下さい。
- キ. ⑫(イ)(ウ)(エ)欄は、障害年金を受けている場合又は、障害手当金を受けている場合は、それぞれの支給を証する書類等をみて記入して下さい。
- ク. ⑫(オ)欄は障害年金を受けている人は、その年金証書の記号番号をみて記入して下さい。
- ケ. ⑬欄は、被保険者(本人)が直接受領するときに、被保険者の希望する振込機関名を記入して下さい。
- コ. 傷病が第三者の行為によるものであるときは、「第三者行為による傷病(死)届」を作って、この請求書に添付して下さい。
- サ. ⑳欄は、委任により代理受領するときに、代理人の希望する振込機関名を記入して下さい。
- シ. ㉑欄は、被保険者(本人)が直接健康保険組合の窓口で受領するときに記入して下さい。
- ス. ※印の欄には記入しないで下さい。

## ・ 事業主の注意事項

- ア. ⑯欄の「全部支給」または「一部支給」とは、一日当たりの賃金の全部または一部の意味であること。
- イ. ⑯欄の(ア)と(イ)にわたるときは、両欄にそれぞれの事柄を記載すること。
- ウ. ⑯欄の(ウ)の欄は、「現在までも、また将来も支給しない」を記載して下さい。
- エ. ⑰欄は、被保険者の資格を喪失した後の期間にかかる請求であるときは、事業主の証明を要しません。

## ・ 医師の注意事項

- ア. ㉒欄は、初診日を記載するのではなく、その傷病について健康保険による療養を始めた日を記載するものから、被保険者証の療養給付記録欄などを見て記載して下さい。
- イ. ㉒欄は、なるべく詳しく記載して下さい。特に、手術した場合は手術の名称と手術年月日を、また結核性の疾病については、検痰成績、安静度、赤沈値、理学的所見などを記載して下さい。

## ・ その他共通する注意事項

- ア. 訂正したところは、各記載者の氏名のわきに押した印と同じ印(①から⑭までの訂正箇所には⑭の印、⑮から⑰までの訂正箇所には⑰の印、⑱から㉑までの訂正箇所には㉑の印、㉒から㉔までの訂正箇所には⑭の印)を訂正印として押して下さい。
- イ. 印はハッキリと押し、印洩れのないようにして下さい。
- ウ. ⑩、⑮、㉒欄の期間の計算は、両端を入れて間違いなく計算して下さい。たとえば6月13日から6月19日までは、7日間となります。